



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 8 1 号 令和元年 9 月 1 0 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 6 9	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
3 7 0	利用料金の額の変更を承認した件	スポーツ・文化局 県民文化課
3 7 1	同	同
3 7 2	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
3 7 3	指定介護予防サービス事業者を指定した件	同

【公安委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
5	平成 3 1 年猟銃等講習会の開催日時等を公表する件の一部を改正する件	
6	平成 3 1 年年少射撃資格講習会の開催日時等を公表する件の一部を改正する件	

徳島県告示第三百六十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年九月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 株式会社ジエイテクト 徳島工場

住 所 板野郡藍住町奥野字山畑一番地

代表者 工場長 伊藤隆

2 工場又は事業場

名 称 株式会社ジエイテクト 徳島工場

所在地 板野郡藍住町奥野字山畑一番地

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十三号イに規定する焼入れ施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県県民環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間 令和元年九月十日から

令和元年十月一日まで

2 場所 徳島県県民環境部環境管理課及び藍住町生活環境課

徳島県告示第三百七十号

徳島県郷土文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和四十六年徳島県条例第二十二号）第十二条第二項後段の規定に基づき、徳島県郷土文化会館の利用料金の額の変更について次のとおり承認したので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 施設の利用料金の額
その一

区分	利用料金の額	
	午前	午後
ホール	平日	一七、九〇〇円
	休日等	二二、七〇〇円
大会議室	平日	二五、〇九〇円
	休日等	二八、七五〇円
第一会議室	午前	一六、六五〇円
	午後	六、四四〇円
第二会議室から第六会議室まで (一室につき)	午前	四、二〇〇円
	午後	五、五一〇円
第一楽屋から第七楽屋まで (一室につき)	午前	一、一五〇円
	午後	一、三八〇円
第八楽屋	午前	五六〇円
	午後	六八〇円
第一控室から第三控室まで (一室につき)	午前	五六〇円
	午後	六八〇円
第一茶室及び第二茶室 (一室につき)	午前	一、〇二〇円
	午後	一、二七〇円
夜間	午後五時三十分から午後九時三十分まで	一、四九〇円

第一和室	一、七四〇円	二、二二〇円	二、六七〇円
第二和室	二、五六〇円	三、二六〇円	四、〇九〇円
リハーサル室	八、一九〇円	一、〇三〇円	一三、二六〇円

その二

区分	利用料金の額	
	昼間 午前九時から 午後五時まで	夜間 午後五時三十分から 午後九時三十分まで
大展示室	二七、五〇〇円	一八、七五〇円
第一展示室	五、五一〇円	三、七二〇円
第二展示室から 第十展示室まで (一室につき)	四、二〇〇円	二、八三〇円
特別展示室	一一、五七〇円	八、五三〇円

備考

1 この表その一における午前から午後まで、午後から夜間まで又は午前から夜間まで引き続き使用する場合の利用料金の額は同その一の区分に応じ、同表その二における昼間から夜間まで引き続き使用する場合の利用料金の額は同その二の区分に応じたそれぞれの利用料金の額を加えて得た額(以下「合算基本額」という。)とする。

2 次の各号に掲げる場合の利用料金の額は、この表及び前項の規定にかかわらず、同表の区分に応じた利用料金の額(以下「基本額」という。)又は合算基本額に、それぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額(以下「行事等使用額」という。)とする。

- 一 次に掲げる催物又は行事にホール又は展示室を使用する場合 百分の七十
- イ 文化事業として行う催物で入場料(入場料、整理料その他名義のいかんを問わず入場者から徴収する入場の対価をいう。以下同じ。)を徴収しないもの
- ロ 県が参加する芸術祭その他これに類する催物で、入場料を徴収しないもの又は著しく低額の入場料(その額(入場料の額に二以上の区分がある場合にあって

ては、そのうちの最高の額をいう。以下同じ。）が、ホールを使用する場合にあつては五百円以下、展示室を使用する場合にあつては百五十円以下の入場料をいう。）を徴収するもの

八 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園が、幼児、児童、生徒又は学生の教育のために行う催物又は行事

二 徴収する入場料の額が千円を超える催物（前号八に該当するものを除く。）にホールを使用する場合

イ 千円を超え二千円以下の場合 百分の二百十

ロ 二千円を超え三千円以下の場合 百分の二百三十

ハ 三千円を超える場合 百分の二百五十

三 商品の展示若しくは販売、営業の宣伝その他これらに類する目的で施設を使用する場合又はその施設の本来の使用の目的以外の目的に施設を使用する場合（知事が別に定める場合に限る。） 百分の五百

3 次に掲げる場合の利用料金の額は、この表及び前二項の規定にかかわらず、基本額、合算基本額又は行事等使用額に二分の一を乗じて得た額（以下「準備等使用額」という。）とする。

一 ホール又は展示室を催物又は行事の準備等のために使用する場合

二 リハーサル室を県内の文化芸術の愛好者で組織する団体がリハーサルのために使用する場合

4 使用の許可に係る使用時間をやむを得ない理由により超えて使用した場合の当該超えた時間に係る利用料金の額は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額にその超えた時間（その超えた時間が一時間に満たない場合の当該満たない時間及びその超えた時間に一時間に満たない端数が生じた場合の当該端数の時間は、一時間として計算する。）を乗じて得た額とする。

一 展示室以外の施設 夜間に係る基本額、行事等使用額又は準備等使用額に百分の三十を乗じて得た額

二 展示室 基本額、行事等使用額又は準備等使用額に百分の十五を乗じて得た額

5 利用料金の額に十円に満たない端数が生じた場合の当該端数の金額は、切り捨てる。

6 この表において「休日等」とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、土曜日及び日曜日をいう。

二 徳島県郷土文化会館管理規則（昭和四十六年徳島県規則第七十四号）別表に掲げる施設及び演劇、音楽等の用具の利用料金の額

1 施設

区分	利用料金の額
楽屋に附置されたシャワー	一人一回につき 一〇〇円

2 演劇、音楽等の用具
 (-) ホール関係用具

区分	単位 (一回につき)	利用料金の額
所作台	一式	五、五一〇円
花道所作台	一式	一、三三〇円
平台	一台	三四〇円
人形浄瑠璃舞台	一式	四、〇九〇円
大臣囲い	一式	二、七三〇円
大ぜり	一式	二、〇八〇円
小ぜり	一式	九七〇円
音響反射板	一式	六、九〇〇円
松羽目	一式	二、〇八〇円
竹羽目	一式	一、三三〇円
金びょうぶ(二・七メートル)	一双	二、〇八〇円
銀びょうぶ(二・七メートル)	一双	二、〇八〇円
旗	一枚	一六〇円
毛せん	一枚	二八〇円
上敷き	一枚	二三〇円
長座布団	一枚	二八〇円
大太鼓	一組	八六〇円
雪籠	一個	五六〇円
糸桜	一式	五、九七〇円
めくり板	一枚	一六〇円
地がすり	一枚	六八〇円
浅黄幕	一式	六八〇円
しや幕	一式	九七〇円

定式幕	一式	一、三三〇円
ドロップ	一式	二、〇八〇円
演壇	一卓	六八〇円
花台	一式	三八〇円
指揮台	一台	一三〇円
譜面台（指揮者用）	一台	一六〇円
譜面台（一般用）	一台	五〇円
司会用テーブル	一卓	二八〇円
長机	一卓	一六〇円
舞台用椅子	一脚	五〇円
式次第板（黒板）	一式	二八〇円
ピアノ（スタインウェイフルコンサート）	一台	一三、八三〇円
ピアノ（ヤマハフルコンサート）	一台	六、九〇〇円
十六ミリ映写機（二キロワット）	一台	五、五一〇円
ステージ用プロジェクター（フルハイビジョン対応）	一台	二〇、二二〇円
ステージ用プロジェクター	一台	五、五一〇円
オーバーヘッドプロジェクター	一台	六八〇円
スクリーン	一式	二、〇八〇円
場内拡声装置	一式	二、八三〇円
補助音響調整卓	一式	一、三三〇円
ダイレクトボックス	一台	五二〇円
コンデンサーマイク	一本	一、一〇〇円
ダイナミックマイク	一本	五六〇円
エレベーターマイク装置	一式	六八〇円
ワイヤレスマイク	一本	一、三三〇円
ワイヤレスマイク（タイプピン型）	一本	一、三三〇円
ステレオマイク	一本	二、二〇〇円

トーマンタルスポット	一台	三四〇円
シーリングライト	一式	一、九六〇円
フットスポット	一台	二八〇円
ピンスポット	一台	一、六九〇円
ムービングライト	一台	一、六九〇円
ステージスポット	一台	三八〇円
サイドつり込みスポット	一台	二八〇円
スポットライト(〇・五キロワット)	一台	二八〇円
スポットライト(一キロワット)	一台	三四〇円
スポットライト(一・五キロワット)	一台	五〇〇円
ローア・ホリゾント	一列	五六〇円
アップア・ホリゾント	一列	六八〇円
花道用フットライト	一列	三八〇円
ボーダーライト	一列	六八〇円
フットライト	一列	五六〇円
デジタルレコーダー	一台	九二〇円
テーブルレコーダー	一台	六八〇円
デジタルマルチレコーディングシステム	一式	一〇、四七〇円
ポータブルミキサー	一式	一、一三〇円
エフェクター	一式	一、八五〇円
コンパクトディスクデッキ	一式	六八〇円
ミニディスクデッキ	一式	六八〇円
跳ね返しスピーカー	一台	六八〇円
ステージスピーカー	一個	六八〇円
ブームスタンド	一本	二八〇円
三点づりマイクロホン装置	一式	一、一六〇円

区分	単位	利用料金の額
ピアノ(スタインウェイブランド)	一台二日	二二、六七〇円
ピアノ(ヤマハブランド)	一台二日	二、七三〇円
金びょうぶ(二・一メートル)	半双二日	一、三三〇円
十六ミリ映画機(一キロワット)	一台二日	二、七三〇円
液晶プロジェクター	一台二日	五、五一〇円
スライドプロジェクター	一台二日	六八〇円
オーバーヘッドプロジェクター	一台二日	六八〇円
展示台	一台二日	五〇円
展示用スポットライト	一個二日	二三〇円
ワイヤレスマイク	一式二日	一、三三〇円
マイク	一本二日	五六〇円

(二) その他の用具

電源設備	持込器具の定格消費電力一キロワット(一キロワット未満の端数は、一キロワットとする。以下同じ。)	二〇〇円
カラーフィルター	一枚	五〇〇円
スモークマシン	一台	三、三六〇円
スライドプロジェクター	一台	一、三三〇円
カッター付きスポット	一台	六八〇円
ストロボ	一台	六八〇円
プロジェクター	一台	五六〇円
星球	一式	三八〇円
ブラックライト	一台	三八〇円
エフェクトマシン	一台	六八〇円
ミラーボール	一台	六八〇円

	テープレコーダー（カセットタイプ）	一台二日	六八〇円
	移動用スクリーン	一台二日	三八〇円
	机	一卓二日	一三〇円
	椅子	一脚二日	五〇円
	旗	一枚二日	一六〇円
	譜面台	一台二日	五〇円
	ビデオ再生装置	一台二日	二、二二〇円
電源設備	持込器具又は屋外 照明器具の定格消 費電力一キロワッ ト一日		二〇〇円

備考 2の(-)の表において「一回」とは、午前九時から正午まで、午後一時から午後五時まで又は午後五時三十分から午後九時三十分までの間の使用をいう。

三 適用開始年月日

令和元年十月一日

徳島県告示第三百七十一号

徳島県立阿波十郎兵衛屋敷の設置及び管理に関する条例（平成十八年徳島県条例第二号）（第八条第二項の規定に基づき、徳島県立阿波十郎兵衛屋敷の利用料金の額の変更について次のとおり承認したので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 施設の利用料金の額

区 分	単 位	利 用 料 金 の 額	
		個 人	団体（二十人以上をいう。）
小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者	一人一回	二〇〇円	一六〇円
高等学校の生徒並びに高等専門学校及び大学の学生並びにこれらに準ずる者	一人一回	三二〇円	二五〇円
その他の者（学齢に達しない者を除く。）	一人一回	四二〇円	三三〇円

二 適用開始年月日

令和元年十月一日

徳島県告示第三百七十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和元年九月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	ニチイケアセンター矢三	徳島市南矢三町三丁目一・三八	訪問介護	令和元年九月一日
		ニチイケアセンター阿南	阿南市富岡町西石塚一八・三西田ビル二F	同	同
アドボケイト株式会社	徳島市方上町中須賀二一番地一	なずな訪問看護ステーション	徳島市蔵本町二丁目一ダイバーシティビル二〇五	訪問看護	同
医療法人三輝会	同 南田宮四丁目三番九号	稲山病院	同 南田宮四丁目三番九号	訪問リハビリテーション	同
合同会社輪	板野郡上板町佐藤塚字東三八四番地二四	デイサービスセンターリン	名西郡石井町浦庄字下浦三四一番地一	通所介護	同

徳島県告示第三百七十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和元年九月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

医療法人三輝会		同 南田宮四丁目三番九号		稲山病院	同 南田宮四丁目三番九号	介護予防訪問リハビリテーション	同
社	アドボケイト株式会社	一	徳島市方上町中須賀三一番地	シヨン	徳島市蔵本町二丁目一ーダイバーシティビル二〇五	介護予防訪問看護	令和元年九月一日
指定介護予防サービス事業者		所在地		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	
名称		所在地		所在地		指定年月日	

徳島県公安委員会告示第5号

平成30年徳島県公安委員会告示第14号（平成31年猟銃等講習会の開催日時等を公表する件）の一部を次のように改正し、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月10日

徳島県公安委員会委員長 藤 井 伊 佐 子

2の(3)のイ中「6,800円」を「6,900円」に改める。

徳島県公安委員会告示第6号

平成30年徳島県公安委員会告示第15号（平成31年年少射撃資格講習会の開催日時等を公表する件）の一部を次のように改正し，令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月10日

徳島県公安委員会委員長 藤 井 伊 佐 子

2の(3)中「9,700円」を「9,800円」に改める。